

と等である。

また、組合が出資1口の金額を減少する場合には、組合の債権者は、異議を述べることができる。この場合には、組合は、①出資1口の金額を減少する旨、②債権者が一定の期間内（1か月）に異議を述べることができ、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ（官報公告のほか、日刊新聞紙公告又は電子公告を行った場合には各別の催告は不要となる）。

③組合員の脱退

(1) 持分の払戻し：組合員は、組合を脱退すると同時にその持分の払戻請求権を取得する（法19条1項5号の規定による脱退を除く）。この権利は、組合員がまだ脱退せずに組合員としての地位にある間は持分払戻しの期待権に過ぎないが、一旦、組合を脱退したときは、通常の組合債権者としてのいわゆる第三者の権利となるのである。持分払戻請求権は、組合員の絶対権であるが、その権利の行使は「定款に定めるところにより」行わなければならないが、また、「持分の全部又は一部の払戻を請求

することができる」とあるので、定款に一部払戻しの規定を置くことはできるものと解されている。したがって、定款の規定いかんによつて、全部の払戻しを受ける場合もあり、或いは、その一部だけしか受けられない場合もある。持分の一部の払戻しとしては、例えば、出資額、帳簿上の組合財産額、帳簿上に土地の評価益の一部を加算した額、持分の一定割合に相当する額、などを限度として払い戻すような場合、或いは除名によつて組合を脱退した組合員に対して通常の脱退組合員に対する払戻金額の半分だけを払い戻すような場合がある。なお、除名の場合でも、まったく払戻しを行わないということはできない。また、組合と組合員が互いに認めれば払戻しは一時に全額とせず分割して行うこともできる。

(2) 持分の算定：脱退した組合員の持分は、その脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によつて算定される。この場合の財産の評価は、協同組合の事業の継続を前提とし、なるべく有利に一括譲渡する価値、すなわち時価によるべきものとされている（昭和44年2月11日、最高裁判決）。

なお、持分払戻請求権は、持分の算定後に行使されることになるから、自由脱退の場合は問題ないが、法定脱退の場合は脱退と同時に請求権を取得しても事業年度末まではこれを行使することが出来ない。したがって、この請求権は停止条件付の請求権であるといえる。

持分の算定方法については、法で特に定めていないから、組合の定款で自由に定めてよい。一般には、改算式持分算定方法（均等式持分算定方法）と加算式持分算定方法の二つがある。※本誌前月号参照

改算式は、出資1口につき各持分が均等となる方法であり、具体的に、組合の正味財産の価額を出資総口数で除することにより出資1口についての持分額を算定する方法である。この方法は簡便であるが、出資1口当たりの持分額を維持するため、原始加入者及び増口分の出資払込みに際しては、持分調整金としての加入金を徴収する必要がある。ただし、組合の正味財産が出資金を上回っている場合でも、定款の規定により脱退者の持分の払戻しを出資額限度としている組合は、持分を調整する必要が生じないので、持分調整金は徴収できない。持分調整金と

しての加入金は、法人税法上資本等取引に該当し、益金不算入となる。

加算式は、各組合員について事業年度ごとに、組合の正味財産に属する出資金、準備金、積立金その他の財産についてその組合員の出資口数、払込済出資金額又は事業の利用分量（企業組合にあつては従事分量）を標準として算定加算（損失が生じた場合はそのてん補額を控除）する方法である。この方法によるときは、各組合員の持分は、加入時期、事業の利用分量等により不均一となり、その計算も事務処理も複雑となるが、持分調整金の問題は生じない。

(3) 損失分担額の徴収：持分の計算に当たつて、組合財産をもつて組合の債務を完済することができないとき、つまり欠損を生じている場合には、組合は定款の定めるところによつて、脱退した組合員に対して、未払込出資額を限度として、その費用に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。したがって、出資金額の払込みを完了した組合員は損失額を払い込む必要はない。有限责任の原則から推して当然のことである。

◎詳細は本会設立相談室まで
Tel 043・306・3285

